

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第951回

令和3年2月25日（木）

原子力規制委員会

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第951回 議事録

### 1. 日時

令和3年2月25日（木） 10：30～11：13

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

### 3. 出席者

#### 担当委員

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監  
田口 達也 安全規制管理官（実用炉審査担当）  
岡本 肇 主任安全審査官  
小林 貴明 主任安全審査官  
中原 克彦 主任安全審査官  
沼田 雅宏 主任安全審査官  
堀口 和弘 主任安全審査官  
大野 佳史 安全審査官  
田中 敏夫 安全審査専門職  
小西 興治 審査チーム員

#### 日本原子力発電株式会社

石坂 善弘 常務取締役  
管野 政利 常務取締役  
瀧上 宏明 経理室長  
宮澤 直祐 経営企画室長  
鈴木 雅克 発電管理室 部長  
中間 昌平 発電管理室 安全施設設計グループマネージャー

中島 義郎	経理室	財務グループGM
油布 哲	発電管理室	設備管理グループ課長
森 俊輔	発電管理室	技術・安全グループ課長
小野 学	発電管理室	設備耐震グループ課長
浦辺 守	発電管理室	設備管理グループ課長
瀧川 浩主	発電管理室	設備管理グループ課長
今野 浩明	発電管理室	設備管理グループ主任
濱松 和義	発電管理室	プラント管理グループ主任
新保 力	発電管理室	プラント管理グループ主任
小形 好弘	発電管理室	環境保安グループ主任
笠川 翔平	発電管理室	環境保安グループ副主任
森 幸仁	開発計画室	土木グループマネージャー
紅林 誠	発電管理室	安全施設設計グループ課長
岡崎 健一郎	発電管理室	安全施設設計グループ主任

#### 4. 議題

- (1) 日本原子力発電(株)東海第二発電所の特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更及び経理的基礎に係る審査について
- (2) その他

#### 5. 配付資料

- 資料1-1-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設の設置に伴う既許可（設置変更許可）への影響について
- 資料1-1-2 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設設置等に伴う既設置許可の変更）補足説明資料
- 資料1-2-1 東海第二発電所 発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について
- 資料1-2-2 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- 資料1-2-3 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）

に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について 補足説明資料

## 6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第951回会合を開催します。

本日の議題は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更及び経理的基礎に関わる審査についてです。

本日は、プラント関係の審査ですので、私が出席いたします。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合にはお互いにその旨を伝えるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。資料について説明をお願いいたします。

○日本原子力発電（濱松） 日本原電の濱松と申します。

それでは、資料1-1-1に基づき東海第二発電所特定重大事故等対処施設の設置に伴う既許可への影響についてご説明いたします。

資料をめくっていただき右下2ページお願いいたします。

1. 経緯・概要になります。東海第二発電所につきましては、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可を2018年9月に取得してございます。その後、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る原子炉設置変更許可申請を2019年9月に行い、現在、許可取得に向けた審査を実施しているところです。この特定重大事故等対処施設の設置等に伴い、以下三つの設備・配置等の変更を行います。

まず一つ目は、格納容器圧力逃がし装置の兼用化。二つ目がESの設置に伴う既設の配置変更。最後、三つ目が耐圧強化ベントの廃止でございます。この三つの変更により、既許可に記載した内容を変更する必要があることから、既許可の本文、追補を含む添付資料を変更し、昨年11月に補正申請を行いました。

なお、三つの変更のうち、③耐圧強化ベントの廃止につきましては、ESとして同様の機能を有する設備の設置後に廃止することといたします。

続いて、右下3ページお願いいたします。

こちらについては変更の全体図を示したものになります。左上のほうに凡例を記載してございますが、一番左の黄色い枠の部分が主な変更、以降の水色の枠が付随的な変更にな

ります。

まず一つ目、FVの兼用化です。FVの兼用化に伴い、まず配置としてカルバート等の配置の変更を行っております。続いて、設備としてFVの系統構成等の変更を行っております。この二つの変更に伴いまして、アクセスルート、図面、耐津波、被ばく評価、技術的能力の変更を行っております。

続いて、二つ目、ESの設置に伴う既設の配置変更でございます。こちらについても既設の配置を変更するということで、アクセスルートや技術的能力等の変更を行っております。

最後、三つ目が耐圧強化ベントの廃止でございます。こちらについてはベント系を廃止するというので、関連する記載の削除を行っております。

なお、赤い点線枠で示してございますが、こちらについては現在審査いただいているESの審査の進捗により変更される可能性がございます。右下4ページ目以降がそれぞれの黒い丸で付したところの詳細を説明しているものでございますが、今後の審査の進捗により変更される可能性があるため説明のほうは割愛させていただきます。

説明のほうは以上となります。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。

質問、コメントございますか。

○小林主任審査官 原子力規制庁の小林です。

今、説明いただきましたが、特重審査の進捗によって設計変更の可能性がある。実際、今、審査していて、特にフィルタベント装置、特重とSAと兼用のものについては今、審査進行中で、設計の変更も今検討中という事情もございますので、今後、最終的に特重施設の審査が進むに従って、DB設備、SA設備の設定変更が、設計の最終案が決まりましたら変更理由とか設計変更の妥当性について再度、会合の場で審議させていただきたいと思いません。

あと、今後設計の変更の可能性のない、例えば耐圧強化ベントの廃止方法等につきましては、現時点ではコメントはございませんが、今後、設計変更の可能性のあるものにつきましても現時点で確認できるものは確認させていただきたいので、担当から質問させていただきます。

○中原主任審査官 規制庁の中原です。

パワーポイントの13ページで2点確認させていただきたいと思いません。

まず、13ページにはFVの放出口の位置変更に伴う被ばく評価の結果等が示されていますが、この第4表に書かれている変更前と変更後の線量評価結果を見ますと、ほぼ上に書かれています区域境界であるとか敷地境界の評価値というのはほとんど変わっていません。これについては個別具体的には申しませんが、右に示されている、今回FVの放出口の変更位置に対して、実際に評価する区域境界等の点というのがほぼ距離で決まるものだと思いますが、相対的にその変更がそれぞれの評価点に対する距離の関係からすると、ほとんど変化がなかったということで被ばく線量の評価結果も変わっていないという理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力発電（笠川） 日本原子力発電の笠川でございます。

御認識の通りでして、今回、放出口の位置が変更になったものの、その距離というのが軽微でございますので、こちらの線量評価の計算に用いる放出量×相対線量相対濃度で計算しておりますが、こちらの相対線量相対濃度の変更がかなり値として軽微でございますので、線量としても四捨五入するとほぼほぼ値は変わらないと言った結果になってございます。

以上でございます。

○中原主任審査官 規制庁の中原です。

理解いたしました。

次にもう一点、同じやはり第4表を見ますと、一番下段に書かれています、弁操作等の作業員被ばくについては、かなりこの低減された結果になっています。これ※2のところはどういうものを評価したかということについては、フィルタ装置の第二弁を手動操作する場合の線量を評価したものというふうに書かれております。これにつきましては、同じパワーポイントの9ページを参照するわけなんですけれども、変更前と変更後では第二弁の位置及び第二弁を遠隔操作する位置及びその遮蔽の関係ですね、そういったものが今回のほうがより離れた、あるいは遮蔽の効果が高くなったということで配置変更に伴って線量が低減される結果になっているという理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力発電（笠川） 日本原子力発電の笠川でございます。

今回、第二弁操作にかかる移動時間のほうがかなり短くなりまして、遮蔽設備としては既許可も変更後も同等でございます。操作時間が短くなったことによって被ばくする時間も短くなって、結果として被ばく線量が低くなったという傾向となっております。

以上でございます。

○中原主任審査官 規制庁の中原です。

アクセスの距離であるとか、そういったものの変更のほうが遮蔽の効果よりもより大きくて、その低減効果が大きくなったということで理解いたしました。ただ、先ほどもありましたが、現在も特重設備の設計がまだ確定しているわけではございませんから、こういった評価結果についても今後また配置等の変更があれば、逐次確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○山中委員 そのほか、質問、コメントございますか。よろしいですか。

それでは、ここで出席者の入れ替えを行いますので、一旦中断し、5分後に再開したいと思います。45分再開いたします。

(休憩)

○山中委員 再開いたします。

それでは、資料について引き続き説明をお願いいたします。

○日本原子力発電（中島） 日本原子力発電、中島でございます。

資料に基づき、ご説明をいたします。

資料は、右肩1-2-1、タイトルが東海第二発電所発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎についての資料でございます。表紙をおめくりいただきまして、右下、ページ数ふっておりますけれども、まず2ページ目をご覧ください。2. 資金調達実績及び計画のご説明でございます。一つ目のポチでございます。過去10年間（平成22年度から平成31年度まで）の総工事資金合計は3,124億円、こちらは燃料代金を含むものでございまして、工事費のみでは、2,383億円でございます。今回の変更の工事資金約610億円でございますけれども、これを上回る工事資金を自己資金、借入金及び社債により確保した実績がございます。

続きまして、二つ目のポツでございます。

今回の変更の工事に要する資金約610億円でございますけれども、こちらにつきましても自己資金及び借入金により安定的に確保していく考えでございます。

続きまして、右下3ページ目をご覧ください。

資金確保の用途でございます。1. 東北電力株式会社殿及び東京電力ホールディングス株式会社殿――以下、2社と申します――への依頼でございます。新規制基準に対応する工事資金確保の用途を確実に立てるため、当社は2社に資金協力の依頼をいたしております。文書は既に発信をいたしております。新規制基準に対応するためには、既に許可をいただ

いた本体施設の工事と、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）、この設置工事が必要であるということは、2社及び3社、当社の3社とも認識をいたしているところでございます。

続きまして、右下4ページ目をご覧ください。

2社からの回答の内容を記載してございます。2社から受領した回答文書、後ほどを添付しておりますけれども、「今後当社から十分な説明及び情報の提示」がなされることを前提に、「資金支援を行う意向」があることを表明いただいております。今回の特重施設、それから所内常設直流電源設備（3系統目）の設置工事に要する資金を確保できる目途が立っているものと当社としては考えております。

なお、当社は2社に対して、資金協力の前提とされました「今後当社から十分な説明及び情報の提示」といたしまして、2社からご表明をいただいた後、重大事故等対処施設設置工事に要する資金約1,746億円、既に許可をいただいた分と、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に要する工事資金約610億円、双方含みます東海第二発電所に係る令和20年度までに要する費用につきまして、説明、それから情報の提示を行っているところでございます。

次に、5ページ目から6ページ、それから7ページ、8ページ、この4枚につきましては、当社から2社に依頼をした際の文書、それから2社から回答をいただいた文書を添付してございますが、こちらの詳細なご説明は省略させていただきます。

ご説明につきましては、以上でございます。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。

質問、コメントございますか。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

経理的基礎に関する今のご説明に対して、3点ほどを申し述べます。

1点目、受電会社からの資金支援に関してですが、今ご説明いただいた資料1-2-1の7ページ、8ページをお願いいたします。今いただいたご説明はかいつまんで言いますと、平成30年の本体許可時の受電会社からの資金支援の意思表明文書、この対象範囲であります表題を見ていただくと、新規制基準対応工事とございますが、この中に解釈として、今回の特定重大事故等対処施設及び第3電源の設置工事も含まれていると、このようなご説明と理解いたしました。まず、この点はよろしいでしょうか。

○日本原子力発電（瀧上） 日本原子力発電、瀧上でございます。



御理解の通りでございまして、本文書につきましては、新規制基準全体ですね、本体施設、あるいは今回の対象の特重施設、こちらのほう、全体の対応工事、新規制基準対応プロジェクトとしての資金的協力の意向を表明いただいたというふうに考えてございます。

以上でございます。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

一方の当事者である原電の見解ですので、これを一概に否定するつもりはありませんが、客観的に文面だけ見たときに、特重が入っているということは明確に読み取れるとは言い難い、これもまた事実でございます。また、平成30年当時、この覚書に関する説明をされた際に、特重ですとか他のものが入っているといったような説明は一切なされておられません。さらに申しますと、当時の審査会合、具体的に申しますと、平成30年4月15日の会合でございますが、そこでは審査チームのほうから、今回の申請対象工事、これ本体工事1,740億円のことですが、それをこの言葉で言うところの新規制基準対応工事と称しているのですか、そのような理解で正しいですかと質問しまして、それに対してはその通りと回答をいただいております。素直に解釈すれば、新規制基準対応工事=本体工事1,740億円と考えられます。こうしたことを考え合わせますと、現行いただいている説明では、経理的基礎の審査判断の前提とするに足る客観的な明確な根拠としては乏しいと考えられます。つきましては、今回改めて本体許可時の資金支援の対象範囲に、特重施設等の設置工事が含まれていることを、受電会社に対して文書で確認し、文書で回答を受領した上で当該文書を審査資料として提示いただきたいと思います。

この点よろしいでしょうか。

○日本原子力発電（瀧上） 日本原子力発電、瀧上でございます。

まず、今のご説明を拝聴いたしました。まず、当社は新規制基準対応といたしまして、当時の文書、これを依頼するときに特重工事費も含めて2社にご説明の上、意向表明を依頼しまして、2社から意向文書を受領しているものでございます。先ほども申しましたとおり、新規制基準プロジェクト全体としてのご依頼をして文書のほうをいただいたものでございます。

したがって、特重を含む新規制基準工事につきましては、資金的協力を表明いただいたと思っておりまして、この文書が全体のプロジェクトに対する資金的協力を表明いただいているというふうなものということでございます。また、今ご説明の中で、2018年4月5日の審査会合のことを言及いただきました。ご説明につきましてはおっしゃるとおりでござ

ございますが、当時の状況をちょっと振り返りますと、まず、少し経緯的な説明させていただきますが、2017年11月の本体工事の審査会合におきまして、資金的協力を示す文書を提示するようにまずご指示がございまして、当該の4月5日の審査会合で意向表明を提示したものでございます。当時のあの審査会合は、本体設備に係る審査会合でございましたので、意向文書が本体工事、1,740億円をしっかりとカバーできているのかということが論点だったかと記憶してございます。その中で、今のお話の通り、新規制基準というのは本体工事を指すのですかというお尋ねをいただいたものでございます。こちらにつきましては、本体工事の審査の場でまず当該の審査会合があったということ、そしてまだ当時、特重はまだ申請していなかったということから、意向文書が本体工事をカバーしているのかというご趣旨でのご質問と理解いたしまして、意向文書はしっかりと本体工事をカバーしているという趣旨でその通りであるというふうにご回答したものでございます。したがって、総じて申し上げますと、今の意向文書、これが全体の新規制基準対応工事と記載もしますので、こちら全体にかかる資金的協力を表明いただいたものということでございます。

以上でございます。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

ちょっと後半に会合の質疑に対する原電の解釈が説明されました。今のご説明は、会合の質疑はあくまで新規制基準対応工事の中で本体工事をきちんとカバーできるということを行ったのみだということですが、確かに新規制基準対応工事の範囲に本体工事以外のものが含まれる可能性を明確に排除したものではない、これはおっしゃるとおりかもしれませんが、仮にそうであったとしても、特重が入っているということが明確に読み取れないというのは結論として何ら変わるものではないと思っています。ちょっと説明が長くなってよくわからなくなったんですが、こちらが求めているところ、審査判断の根拠となるきちんと解釈ですね、入っているなら入っているといったことを受電会社に文書で確認して文書で答えをもらって示してくださいというリクエストに対して、やると言っているんでしょうか、それともやらない、必要ないとおっしゃられているんでしょうか。

○日本原子力発電（菅野） お答えいたします。日本原子力発電、菅野でございます。

ただいま瀧上のほうからご説明しましたとおり、平成30年の文書のやり取りの中で、新規制基準対応工事としているものの中には、プロジェクト全体、当然、特重も含めて我々のほうから支援を依頼し、受電会社のほうから、2社からは、それも含めて回答いただいた、これが間違いのない事実でございます。これにつきまして、当社として、私、責任をも

って今回回答を申し上げております。ですので、改めて文書で確認する必要はないと考えておりますが、いかがでしょうか。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

繰り返しになりますが、こちらとしては審査判断の根拠となる客観的なエビデンスを求めています。もし、平成30年に文書を取り交わした際に、例えば資金支援の依頼に添付書類などがあって、そこに明確に特重第3電源が入っていて、きちんと取り交わされていると、そういうことを示す客観的なエビデンスがあって、それをもって提示いただいて、証拠だというふうにご説明いただく、それはあるのかもしれませんが、信じてくれという現行の説明だけでは審査判断の根拠としては十分ではない、それがこちらの見解でございます。この点いかがでしょうか。

○日本原子力発電（瀧上） 原電、瀧上でございます。

当該文書の位置づけと言いますか、意味合いのこと、そこが客観的に特重書いていないのではないかということのご指摘と理解いたしました。ただ、こちらから申すまでもございませぬけれども、平成25年7月8日に策定されました新規制基準では、シビアアクシデントを防止するための基準の強化、これとともに、万一シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準が新たに加わってございます。したがって、文書にございます新規制基準対応です、この工事でございますが、こちらには特重施設が必要であるということは自明というふうと考えております。したがって、この意向文書は客観的なエビデンスということでございます。

ご説明、以上でございます。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

何度もあまり申し上げるつもりはありませんが、言われているように、もともと入っているのは当たり前であって、受電会社も当然同じ認識を持っているというのであれば、確認して回答をいただく、当たり前のことを当たり前として答えていただく、それは別に何ら難しいことではないと思っております。それをされないという何か特段の理由があるのでしょうか。説明してください。

○日本原子力発電（菅野） 日本原子力発電、菅野でございます。

先ほどもご説明させていただきましたとおり、文書の支援の対象にはもともと特重施設も含めたプロジェクト全体であるということで文書の交わりをさせていただいております。これは間違いのない事実でございますので、一応あの文書で回答しているものに対して、改め

でもう一度紙を送り直すということを受電会社に依頼するのは、あの中に入っているということできちんと文書を交わしておりますから、なかなか改めてというのは2社に対しても失礼になる部分もあるかと思えます。私どもとしては何回も申し上げますけれども、あの文書に対しては、当然、特重施設がなければプロジェクトは成立しないという前提の中で、2社とも含めて特重施設も含めて支援の表明をいただいたことについて、間違いはございません。当社として、それは責任を持って回答させていただいておりますので、あの文書の範囲については、そういうこととご理解をいただきたいというのが私どものほうからの見解でございます。

以上でございます。

○田口管理官 規制庁、田口です。

こちらのスタンスは先ほど岡本が申していることに尽きていまして、もう1回同じような文書を交わすのは確かにコストがかかる、というお気持ちも理解はできるんですけど、なので、そのほんの一言聞くだけでよくて、前回の文書には特重も入っているという理解でいいですよという文書送って、向こうから、向こうもそう考えていますと、それだけ書いてもらえれば我々はそれで満足なんです。それで、それが原電、それから2社の共通の合意なのであれば、それを交わすこと自体は大変なことだとも思いませんし、当然のことを確認する行為ですね。それでかつ原電がそうしたいと言っているのではなくて、規制庁が言っているわけです。これがないと客観的なエビデンスとして認められないと我々が言っているというこの事情を伝えれば、別に向こうもああそうですかといって回答すんなり来るはずだと思うんですよね。とにかくそのエビデンスがないと、この審査は前に進まないと思ってください。いかがでしょうか。

○日本原子力発電（宮澤） 日本原子力発電、宮澤でございます。

まず、最初に、今のご質問に対する回答としましては、受電会社と調整をさせていただきます。ただ、言い訳のようになって申し訳ございませんが、民間会社のプロジェクトで規制上は分かれています、片方だけで投資判断をするというのは正直当然あり得ません。全体を見て投資判断をしていくというのが当然のビヘイビアでございます。ただし、今おっしゃった意味は十分理解しましたので、対応につきましては受電会社と調整させていただきます。

○田口管理官 分かりました。

○山中委員 そのほか、いかがですか。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

引き続き、2点目でございます。こちらは簡単な確認と思っておりますが、今回の申請範囲である本体工事の変更分及び特重施設等設置工事に要する資金の算定方法、こちらは分厚い資料のほうに見積もり等が記載されておりますが、これは本体許可時の算定方法1,740億円の算出方法と同一なのか、それとも本体工事等の最新の契約実績を反映されているのか、どちらでしょうか。確認の趣旨としましては、現在、本体工事のほうはもう一部着工済みで契約等も進んでいると認識しております。また、特重施設等設置工事についても地盤掘削等に着手していると聞いております。そうであれば、費用の算定において使用する単価等については、最新の契約における実績値があるはずであって、申請時点において最も確からしい数値を使用すると、この大原則に照らせば、それらが使用されるべきと考えますが、そのようになっているという理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力発電（中間） 日本原子力発電の中間でございます。

先ほどご質問いただきました算定方法につきましては、本体工事の算定方法と今回の特重については同じ単価を使用しております。契約の進捗については、すみません、ちょっと回答は差し控えさせていただきますが、まだ全ての工事が契約に至っているわけではないという状況でございます。

以上でございます。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

そういう意味では、質問は極めてシンプルなんですけれども、610なり、あるいは本体工事の変更分は元の中に納まるといったような費用の積み上げにおいては、現時点で最も確からしい数字をきちんと使われていますか。当たり前ですけど、確認をさせていただいているんですが、これはイエスなのか、それともより新しい実績があっても3年前と同じやり方をされていると言われているのか、あるいは変える必要がなくて変えていないとおっしゃっているのか、どう認識すればよろしいのでしょうか。もう一度、説明をお願いします。

○日本原子力発電（中間） 日本原子力発電の中間でございます。

最も確からしい算定方法でやっているのかというところでございますが、現在の段階でおきましては、我々としては確からしい数値を使っているというふうに考えております。

以上です。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

分かりました。詳細については非公開情報も含まれますので、別途必要に応じて確認を

させていただきます。

今後のお話ですが、今後、審査進捗を踏まえまして、設備構成の変更、あるいは契約等が進んで、これらの工事に要する資金が変わるということは、当然あり得ると思います。その場合には、申請書の補正等があると思いますので、それに合わせて金額の変更を行うとともに経理的基礎の説明において必要な反映を行うようお願いいたします。これはよろしいでしょうか。

○日本原子力発電（中間） 日本原子力発電の中間でございます。

了解いたしました。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

最後、3点目でございますが、パワーポイント資料1-2-1の冒頭1ページ目をお願いいたします。こちらに申請書の添付書類3の記載がございます。一番右の欄でございますが、ここでは掻い摘んで言いますと、第一段落で特重施設と設置工事に要するお金は610億円ですよとされています。第2段落では本体工事は一部変更があるものの総額は変わりませんと。前の申請によると1,740億円、これに変更はないと記載されています。これを素直に読みますと、まず1,740億円あれば、SAと本体工事ができて、再稼働ができると。さらに、610億円かければ特重施設第3電源が追加で設置できると解釈されます。

一方で、分厚いほうの資料を見ていただきたいんですが、1-2-3、88ページというところをちょっとご覧いただきたいと思います。こちらは前半の議題でもちょっと話題になりました、SAと特重で兼用を行うフィルタベント格納容器圧力逃がし装置の設置費用の説明があります。非公開情報を含みますので詳細は申し上げませんが、ざっくり申しますと、兼用設備なので、SAの1,740億円側と特重の610億円側で費用が案分されていると記載されています。すなわち、本体工事費用とされている1,740億円には格納容器圧力逃がし装置を設置するための必要な費用の全ては含まれていない、言い換えますと、1,740億円だけでは本体施設工事は完了しない、SA施設の基準適合状態の実現までは至らないというふうに考えられます。これを比べますと、ちょっと現行の添付書類の3の記載は正確ではなくて、あたかも1,740億円でSA本体工事が完了するという誤解を与えると考えられます。こちらについては適切な機会に正しい記載、誤解のない適正な記載に修正いただきたいと思っております。この点よろしいでしょうか。

○日本原子力発電（中間） 日本原子力発電の中間でございます。

適切な記載に修正させていただきたいと思っております。

以上です。

○岡本主任審査官 規制庁、岡本です。

では、お願いいたします。

私からは以上です。

○山中委員 そのほか、質問、コメントございますか。

よろしいですか。

経理的基礎について、今回、資料を提出いただいて議論させていただいたんですが、規制庁側から幾つかコメントがあって、日本原電のほうで再度ご検討いただくという、そういうご回答を得たということによろしいでしょうか。

○日本原子力発電（菅野） それで結構でございます。

原電の菅野でございました。失礼いたしました。

○山中委員 そのほか、規制庁側から確認しておきたいことございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で本日の議題を終了いたします。本日、予定していた議題は以上です。今後の審査会合の予定については、3月2日火曜日、午前にプラント関係公開の会合を予定しております。

第951回審査会合を閉会いたします。